



奈半利  
中学校



入学おめでとう

奈半利  
小学校



入学おめでとうございます!!

- 新しく赴任された方々のご紹介
- 議会だより Vol.195
- 町のニュース
- お知らせ
- 国際交流員
- ヘルスメイト ほか

人口 / 2,813 人  
男 / 1,323 人 女 / 1,490 人 世帯数 / 1,613 戸  
令和7年3月31日現在



# 新しく赴任された 方々のご紹介

よろしくお願ひいたします



市川 百合(教諭)

このたびの異動で、高知県教育センターより転入してまいりました教頭の市川百合と申します。地域学習が好きなので、地域の素敵をたくさん見つけて、「奈半利通」になることを目指しています。明るく元気な子どもたちに負けないように、私自身も成長していきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

奈半利  
小学校



岡林貴美恵(教諭)

はじめまして。このたび、香南市立佐古小学校から異動してきました、岡林貴美恵と申します。元気で明るい奈半利の子どもたちと勉強できるのを楽しみにしています。子どもたちとともに、自分自身も成長していけるように頑張ります。よろしくお願いいたします。



松岡 恭史(教諭)

はじめまして。このたび、初任者として赴任しました、松岡恭史と申します。奈半利は初めてで分からないことも多いですが、子どもたちと楽しく関わりながら、子どもたちと一緒に自分自身も成長していければと思っています。よろしくお願いいたします。



佐々木寛明(教諭)

はじめまして。このたびの異動で、安芸市立川北小学校から転任してきました佐々木寛明です。講師時代にも奈半利町で勤務させていただいたこともあり、懐かしさと新鮮さの両方を持って勤務させていただいています。奈半利小学校の子どもは明るく、元気に遊ぶところが素晴らしく、自分も子どもたちからパワーをもらっております。

微力ではありますが、自分の精いっぱい尽くして、奈半利町の子どものために頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



植田 希実(教諭)

はじめまして。このたびの異動で、田野町立田野小学校より転任してまいりました栄養教諭の植田希実と申します。奈半利の子どもたちの健やかな成長や、健康な生活を食の面からサポートできるよう、調理員さんたちと協力しながら、安全・安心でおいしい給食づくりに努めたいと思います。これからどうぞよろしくお願いいたします。



中島登喜雄(支援員)

この春から、奈半利小学校で支援員として勤務しています中島登喜雄と申します。

新たな職場と慣れない業務ですが、奈半利小の子どもに寄り添った支援を行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。



竹村信太郎(総務課)

令和7年度4月より奈半利町役場総務課に採用になりました竹村信太郎と申します。

奈半利町についてまだまだ知らないことが多くありますが、住民の皆様にご信頼してもらえるよう仕事に取り組んでいこうと思っています。

今までとは違う環境になりそれに慣れるのが大変だったり、初めてのことはばかりの仕事ですのでご迷惑をかけることもあると思いますが、精いっぱい仕事に取り組んでいきたいと思っておりますので、これからよろしくお願いいたします。

奈半利  
役場



井上 安純(教諭)

このたびの異動で、須崎市立浦ノ内中学校より転入してまいりました井上安純と申します。奈半利町での勤務は初めてですので、奈半利の文化や自然に触れ学び、その中で生徒たちと楽しく学校生活を送りたいと思っています。1年間よろしくお願いします。



あきえ  
井上 瑛絵(教諭)

このたびの異動で、安芸市立安芸中学校より転入してきました、井上瑛絵です。奈半利中学校でも生徒と関わりながら、毎日を大切に楽しく一緒に過ごしていけたらと思っています。1年間、よろしくお願いします。



橋本 義孝(教諭)

吉良川中学校より転入してきました橋本義孝です。10年ぶりの中芸地区での勤務となりました。一日も早く奈半利中学校・地域に慣れ、生徒・地域のために活動していきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いします。



せいか  
谷 晴香(教諭)

このたびの異動で、香南市立香我美中学校より転入してまいりました、谷晴香と申します。英語が得意な生徒も苦手な生徒も、一緒に楽しく授業が受けられるよう努めてまいります。また、生徒たちの成長とともに喜びながら学校生活を送ってまいります。1年間、よろしくお願いします。



しょうだい  
地引 昌大(講師)

馬路村立魚梁瀬中学校より転入してまいりました、地引昌大です。生徒とともに、共同奮闘していきたいと思っております。1年間、よろしくお願いします。



栗山 智帆(講師)

4月より奈半利中学校で勤務することになりました、養護講師の栗山智帆と申します。生徒の皆さんが、安全で、楽しく、充実した学校生活を送れるように、がんばります。至らないこともあるかと思いますが、よろしくお願いします。



前田 久尚(支援員)

支援員としてお世話になることになりました前田久尚と申します。たくさんの活動を子どもたちと一緒に頑張ります。1年間、よろしくお願いします。



中島 晃(地方創生課)

令和7年度4月より、奈半利町役場でお世話になることになりました中島晃と申します。配属は2階にある地方創生課となります。社会人採用枠での入庁となりますが、一日でも早く担当課での業務を習得し、一般企業で培った経験を生かし微力ではありますが、生まれ育った奈半利町のお力となれるよう尽力いたします。まだまだ勉強不足でありますので、皆様からご助力いただくこともあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いします。



小松 秀雄(地域振興課)

地域振興課の小松秀雄と申します。集落支援員として、主に新規就農者や就農希望者などの地域の担い手農家に対する技術支援業務を担当します。農家とのコミュニケーションを大切に、少しでも力になれるように頑張りますので、よろしくお願いします。



山中 琉生(地域振興課)

本年度の4月から地域振興課に配属になりました。山中琉生と申します。慣れないことばかりでなにかとご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが業務を通して成長できるよう精いっぱい頑張っていきますのでどうぞよろしくお願いします。

# 奈半利スポーツ少年団について

新年度になり、大会も多くなってきて、練習も力が入っている子どもたちです！これからもチームワークを高めながら頑張ってほしいと思います。



## 公式戦の成績



### マクドナルドトーナメント

3月2日(日) 春野広場グラウンド  
奈半利スポーツ少年団 6 - 7 初月ウルフルズ

### 小学生野球室戸大会

3月22日(土) 室戸中央公園グラウンド  
奈半利スポーツ少年団 4-5 朝倉第二ヤングタイガース

### 小学生野球こいのぼり大会

4月5日(土) 野市青少年センターグラウンド  
奈半利スポーツ少年団 0-9 伊野ベアーズ

### スポーツ少年団交流大会

4月26日(土) 春野球場  
奈半利スポーツ少年団 2-17 昭和ワンドフル・五台山レッズ連合



現在、6年生3人・5年生6人・4年生2人・3年生6人の計17人で活動しています

練習日は【月曜日17:00~】【水曜日17:00~】【土曜日13:30~】で小学校のグラウンドで行っていますので、どの学年の子どもさんでも大歓迎です。

# 外国語指導助手



## ☆ アメリカでのイースター ☆

マフラ メガン  
Mahula Maegan



アメリカでは、イースターはキリストの復活を祝っている大切な祝日です。

イースターは4月の日曜日に祝われていますが、毎年日付が変わります。ちなみに今年のイースターは4月20日に行われています。

私のお母さんは、毎年色鮮やかなイースターを家で飾り、親戚のために大きなパーティーを開きます。パーティーは、ソーセージ、ハム、ブリスケット、ポテトサラダ、豆などのおいしい昼食から始まります。

昼食の後で、イースター・エッグ・ハントという伝統的なイベントを楽しみます。このイベントでは、大人がプラスチックの卵にお菓子とお金を入れて、家の外に隠します。

子どもたちは、他の子どもたちに見つかる前に卵を探し、イースターカゴに卵を入れなければなりません。イベントが終わった後に、みんなでお菓子を食べます。興味があれば、イースター・エッグ・ハントをやってみてください！



## ☆ イースターについて ☆

デーリー キーラン  
Daly Kieran



イースターはご存じですか？

欧米各国ではイースターは大事な行事の一つです。イースターは、もともとキリスト教の祭りでしたが、今ではキリスト教徒以外の人にも祝われています。イースターは春の期間に行われるので、復活祭とも呼ばれています。



イースターで一番有名なシンボルは卵です。イースターに卵を美しい色や模様で絵を塗ることが多いです。なぜかという、昔はイースターの間に卵を食べることが禁止されていたので、その代わりに卵に色を塗ることになったそうです。

最近では、イースターバニーとチョコレートエッグがイースターの有名なシンボルになっています。イースターバニーが子どもにチョコレートエッグをあげるといわれています。例えば、大人が隠したイースターエッグを子どもたちが探すイベントがありますが、イースターエッグはイースターバニーに隠されたと思っていて子どもたちは、探しています。

みなさんも、今年のイースターを楽しんでくださいね！

# 令和7年度当初予算可決 一般会計歳入歳出総額

## 35億4,900万円

(前年度比 5.6%増)

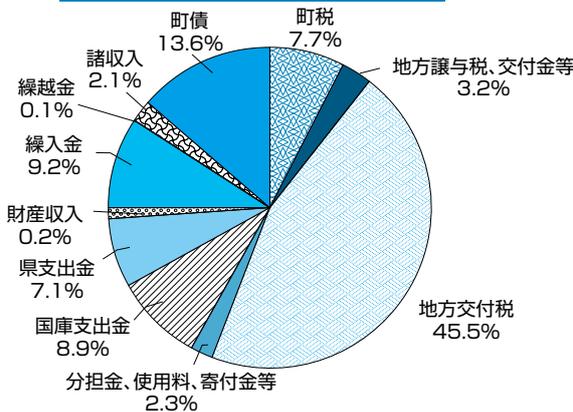
総務費(情報通信基盤整備、選挙等)	7億6,189万円
民生費(保健、高齢者、障害者、児童等各福祉費等)	5億887万円
衛生費(保健衛生、環境衛生、清掃費)	3億4,029万円
農林水産業費(一次産業振興費等)	2億8,457万円
商工費(観光振興費等)	6,301万円
土木費(港湾改修、高潮対策、住宅リフォーム支援等)	3億6,124万円
消防費(耐震改修・老朽住宅除却補助、消防・救急費等)	2億7,976万円
教育費(学校・教育振興、社会教育・子育て支援等)	4億6,623万円
災害復旧費(農林施設災害、公共土木災害)	1,669万円
その他(議会費、公債費、基金費等)	4億6,645万円



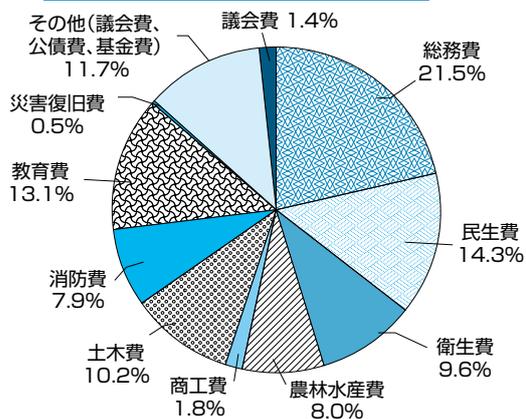
## 令和7年度当初予算可決各会計当初予算

会計名	当初予算額	前年度当初	増減額	採決結果	
一般会計	35億4,900万円	34億5,300万円	9,600万円	賛成者多数	
その他会計	国保会計	4億8,217万円	5億2,323万円	△4,106万円	賛成者全員
	簡易水道	9,055万円	8,835万円	220万円	賛成者全員
	漁業集落排水	3,240万円	3,513万円	△273万円	賛成者全員
	後期高齢医療	6,867万円	6,433万円	434万円	賛成者全員
計	42億2,279万円	41億6,404万円	5,875万円		

令和7年度 歳入(35億4千9百万円)



令和7年度 歳出(35億4千9百万円)



## 令和6年度 補正予算 一般会計 総務費、民生費等を減額

### 令和6年度補正予算各会計予算

会計名	既定予算額	追加予算額	予算総額	採決結果	
一般会計	35億9,505万円	△1億8,096万円	34億1,409万円	賛成者全員	
特別会計	国保会計	5億2,594万円	△2,654万円	4億9,940万円	賛成者全員
	簡易水道	8,955万円	200万円	9,155万円	賛成者全員
	漁業集落排水	4,303万円	40万円	4,343万円	賛成者全員
	後期高齢医療	6,483万円	△52万円	6,431万円	賛成者全員
計	43億1,840万円	△2億562万円	41億1,278万円		

# 令和7年 第1回定例会 (3月)

3月定例会は、3月11日に開会、町長からの行政報告の後、報告2件、条例案件10件、予算案件10件、その他の案件2件を原案どおり可決、14日に閉会した。

一般質問には2人が登壇し、奈半利町の農地バンクや加齢性難聴対策などについて質問を行った。

## 主な行政報告(要旨)

### ○成人式について

去る1月3日に、奈半利町民会館において令和7年成人式を開催した。成人年齢は、18歳に引き下げられているが、当町では20歳の方を対象としており、本年は27の方が成人を迎えられ、式典には14人が出席された。当日は天候にも恵まれ、来賓の皆様をはじめ、多くの方々にご参列いただきながら「成人の門出」を無事に祝福することができた。

出席された成人の方々は、それぞれの道を歩む仲間と久しぶりに顔を合わせ、再会の喜びを味わった。また、学生時代の恩師からの激励の言葉や、成人としての心構えを教わり、自覚や決意が新たに刻まれた成人式となったのではないかと考えている。

### ○町内駅伝競走大会について

2月2日に、第44回町内駅伝競走大会が行われ、町民会館前

を起点とした周回コースを、一般の部7チーム、小学生の部8チームが力走した。沿道には多くの町民の方々が応援に駆け付け、出場選手はたくさんの方々の声援を受けながら、競走部門やピッチリ部門での入賞を目指し、タスキをつなげていた。

また、今年はスポーツ少年団の保護者チームも複数出場しており、親子で競い合う姿には、ひととき大きな声援が寄せられ、大会も大いに盛り上がった。



このようなスポーツ行事を通じて、住民が相互の親睦を深めることもとより、明るく豊かな心情を培うことで地域づくりに役立てることができるよう、取り組んでいきたいと考えている。

大会の開催に際しては、交通安全指導員、交通安全協会安芸支部奈半利分会、交通安全母の会、消防団の各分団員、スポーツ推進委員の方々をはじめ多くの方々に、交通指導や大会運営でのご協力をいただいたことに感謝を申し上げます。

### ○生涯学習推進大会について

2月11日に、奈半利小学校校体館において「瞬間を輝こころ」をテーマに、第27回生涯学習推進大会が行われた。

活動の発表は、認定こども園幼稚部の劇を交えた太鼓、小学校4年生のリコーダーや合唱、中学校吹奏楽部の演奏、文化協会による民謡やフラダンスなど、多様な取り組み成果が披露された。また、今年は特別企画として、スポーツ少年団空手部の型や奈半利小学校校長による剣道の演武などが披露され、来場された方々からは、感心の声や



感動の拍手が上がっていた。

プログラムの最後には、今年が阪神淡路大震災から30年を迎える年であることから、なほり大根役者一座によるにわか劇「地震に備える」が行われた。震災の悲惨さを感じさせる内容から、来場された方々は、地震から自らの命を守るためには家具の固定や住宅耐震など、事前の備えが大切であることを再確認されたことと思つ。

今後このような行事を通して、住民の皆様にご協力いただく大切さを知り、行動を起こしてもらうことで、豊かな心を育み生きがいづくりに繋げていけるよう、努めてまいりたいと考えている。

## ○令和6年度「手づくり郷土賞」（国土交通大臣表彰）の受賞について

国土交通大臣表彰として、地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりがある優れた地域活動に対して贈られる「手づくり郷土賞」に、「奈半利町みなと未来会議」及び「一般社団法人なはりの郷」による、ふるさと海岸の自然や環境の魅力を生かした地域づくりの活動が評価され、2月12日に国土交通省四国地方整備局主催の認定証授与式が、奈半利町保健センターで行われた。

この度の受賞については、全国各地から応募された35件の活動のうち、13件の受賞団体のなかにも、「奈半利町ふるさと海岸をフル活用した地域振興」として実施している、「ちびっこトライアスロン大会」や地域住民及び企業の方々との協働による「環境美化活動」、海浜センターでのマリンスポーツイベントの体験活動などの取り組みが認められ、一般部門の分野で「手づくり郷土賞」に認定されたものである。また、3月1日には東京

で開催された、受賞団体の「手づくり郷土賞受賞記念発表会」に参加し、これまでの活動や取り組み内容についてのプレゼンテーションを行った。

今後、この栄誉ある受賞を励みに、住民の皆様をはじめ地域団体や企業の方々と、連携や協働をより一層深めながら、地域活性化に向け取り組み、また、地域づくり活動の促進に努めていきたいと考えている。

## ○町営工事について

### (1) 農業事業について

令和6年9月に工事発注していた、農業水路等長寿命化・防災減災事業本村部地区農業用水路長寿命化補修工事は令和6年12月末工事完成となっている。今後、インフラ整備を進め、担い手の支援・確保を促進していく。

### (2) 水道事業について

令和6年5月に工事発注し、施工していた、本村簡易水道配水管布設替工事1工区(延長447m)は令和7年1月末、2工区(延長484m)は令和6年12月末工事完成となっている。

生命の維持や生活に必要な水を安定して供給するため、水道施設の整備を図り、ライフラインの確保に努めていく。

## ○中芸広域連合の取り組みについて

### (1) 消防業務について

令和6年度の火災件数は1月末現在で4件(その他火災3件、建物火災1件)(田野町2件、安田町1件、馬路村1件)で、前年同期と比較して1件の増となっている。引き続き、防災行政無線等での防火の呼びかけなど、火災予防の啓発に努めていく。

救助件数については、1月末現在で2件(滑落事故1件、交通事故1件)(田野町1件、馬路村1件)で、前年同期と同数となっている。

救急業務については、1月末現在の救急件数は743件、搬送人員は678人(男345人、女333人)で、前年同期と比較して43件、29人の増となっている。

うち、新型コロナウイルス感染者は46人、熱中症患者は13人搬送している。

(町村別では、奈半利町234件・212人、田野町246件・225人、安田町171件・157人、北川村58件・51人、馬路村33件・32人、応援出場で安芸市1件・1人となっている) 高齢化に伴い、搬送者の占める65歳以上の割合は8割を超えている。今後も、新型コロナウイルス感染者やインフルエンザ陽性者からの救急要請が想定されることから、引き続き、予防対策や搬送後の消毒を徹底するとともに、住民生活の安心、安全確保のため救急隊員のより一層の資質向上に努めていく。

### (2) 保健福祉業務について

令和7年4月1日より、帯状疱疹が定期接種に追加される。対象者は、年度内に65歳を迎える方と60歳から64歳までのヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方となる。

令和7年度から令和11年度までの5年間は、経過措置として、その年度内に、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方も対象となる。接種費用等については、高知

県市町村衛生職員協議会において検討がされ、開始に向け準備を進めることとなる。また、風しん第5期の定期接種及び本年度に18歳となる方の日本脳炎の特例接種は、本年度末で終了している。

### (3) 火葬場業務について

火葬場業務については、1月末現在で、管内163件(奈半利町38件、田野町49件、安田町52件、北川村16件、馬路村8件)、管外19件、合計182件の火葬を行っており、前年度同期(194件)と比較して6.2%の減となっている。

この他、中芸広域連合所管の介護保険業務の取り組みについて報告が行われた。

# 案件

## ◆報告

### ○専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)

本件は、町が管理する道路の管理に起因する物損事故に関する

る損害賠償額を定めることについて、町長の専決処分事項の指定について（令和5年12月13日議決）第4項に指定された専決処分事項として専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するもの。

※損害賠償の概要

令和6年12月2日午前11時30分頃、町道幼稚園前線を、相手方が相手方所有の車両を運転し走行中、町道中央付近に設置されているグレーチングが跳ね上がり、相手方所有の車両の底部に当たり、自動車底面の部品及びタイヤを破損させた物損事故。

- ・相手方 奈半利町 会社法人
- ・損害賠償額

1、033、131円

○放棄した債権の報告について

奈半利町債権管理条例（令和5年奈半利町条例第9号）第15条第1項の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

債権の名称（所管課）	債権を放棄した理由	件数	放棄した債権の金額
水道使用料（地域振興課）	条例第15条第1項第3号によるもの（生活困窮での徴収停止状況の継続）	3件	170,011円
	条例第15条第1項第3号によるもの（居所不明等での徴収停止状況の継続）	4件	50,849円
	条例第15条第1項第3号によるもの（回収費用未満の少額での徴収停止状況の継続）	12件	31,601円
	条例第15条第1項第5号によるもの（行方不明後の消滅時効）	1件	49,570円
	計	20件	302,031円
学校給食費（教育委員会）	条例第15条第1項第5号によるもの（行方不明後の消滅時効）	1件	22,240円
幼稚園授業料（教育委員会）	条例第15条第1項第5号によるもの（行方不明後の消滅時効）	1件	31,700円
合計		22件	355,971円

◆条例

○奈半利町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

町営住宅の延滞金利率見直しに伴う、所要の規定の整備を行うもの。

（可決・賛成者全員）

○奈半利町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

本町の国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、令和7年度における国民健康保険税の税率等を改定するため、条例の一部を改正するもの。

（可決・賛成者全員）

○奈半利町子育て支援金支給条例の一部を改正する条例

奈半利町子育て支援金の対象児童拡充等に伴う、所要の規定の整備を行うもの。

（可決・賛成者全員）

○奈半利町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の一部改正により、条例の一部を改正するもの。

（可決・賛成者全員）

○災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金等の支給に関し、支給審査委員会を設置することについて、所要の規定の整備を行うもの。

（可決・賛成者全員）

○特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の委員等の報酬について、近隣町村の状況及び最近における物価の変動等を踏まえ、処遇の改善を図るため、条例の一部を改正するもの。

※別表1

（可決・賛成者全員）

○奈半利町一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例

宿泊料金の高騰への対応並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の施行等を考慮し、条例の全部を改正するもの。

（可決・賛成者全員）

○奈半利町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条及び第5条に基づき任期付職員の任期等について、所要の規定の整備を行うもの。

（可決・賛成者全員）

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平

成14年法律第48号)第5条に基づき任期付短時間勤務職員の勤務時間について、所要の規定の整備を行うもの。

(可決・賛成者全員)

○奈半利町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条に基づき任期付短時間勤務職員の給料等について、所要の規定の整備を行うとともに、刑法(明治40年法律第45号)の一部改正により懲役及び禁錮の刑が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、規定の整理等を行うもの。

(可決・賛成者全員)

### ◆その他

○財産の取得について

奈半利港水門設置工事において、リースにて使用していた仮設材(鋼矢板)が海水に浸かり鋼材内部の劣化や、設置時に地盤が固かったことから生じた損

傷や変形により全損となったことから、高知市城見町5番19号北村商事株式会社 代表取締役 高橋和敬と随意契約による物品購入契約を締結するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるもの。

(可決・賛成者多数)

○奈半利町道の路線の認定について

高知県が施工している奈半利港海岸高潮対策緊急事業により整備している仮設道の移管を受け、ことから、新たに町道路線の認定をすることについて、議会の議決を求めるもの。

(可決・賛成者全員)

### ◆補正予算

○令和6年度奈半利町漁業集落排水事業会計補正予算第2号

収益的収支について、収益的収入40万円を追加するもの。収入の内訳は消費税及び地方消費税還付金を追加するもの。

(可決・賛成者全員)

○令和6年度奈半利町簡易水道事業会計補正予算第2号

収益的収支について、収益的収入200万円を追加するもの。収入の内訳は消費税及び地方消費税還付金を追加するもの。

(可決・賛成者全員)

○令和6年度奈半利町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号

既定の歳入歳出予算の総額から52万円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ6,431万円と定めるもの。

(可決・賛成者全員)

歳入では、後期高齢者医療保険料27万円を追加し、県支出金6万円、繰入金73万円を減額するもので、歳出では、総務費19万円、後期高齢者医療広域連合納付金33万円を減額するもの。

(可決・賛成者全員)

○令和6年度奈半利町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号

既定の歳入歳出予算の総額から

52、654万円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ4億9,940万円と定めるもの。

歳入の主なものは、県支出金2、631万円を減額するもので、歳出の主なものは、保険給付費2、600万円を減額するもの。

(可決・賛成者全員)

○令和6年度奈半利町一般会計補正予算第8号

既定の歳入歳出予算の総額から1億8,096万円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ34億1,408万円と定めるもの。

(可決・賛成者全員)

歳入の主なものは、地方交付税4、748万円を追加し、国庫支出金3、522万円、県支出金2、737万円、繰入金1億2,627万円、町債4、820万円を減額するもので、歳出の主なものは、総務費3、599万円、民生費2、358万円、農林水産業費2、056万円、教育費5、708万円を減額するもの。

(可決・賛成者全員)

## 委員会調査 活動報告

議会運営委員会

(3月5日)

○令和7年第1回定例会の会期について

本定例会に付議される案件は、報告2件、条例10件、予算案件10件、その他の案件2件、そして一般質問の通告が2件であり、これらの審議を行うための会期を3月11日から14日までの4日間と定めた。

広報編集特別委員会

(2月20日)

○議会広報研修会について

令和7年3月広報(議会だより)の編集・校正を行った。

## 【表決の状況】

賛成○、反対×

議案	議員	大西洋三	岩内博	瀬川崇	竹崎稔	川島巧	坂本年男	安岡健	小笠原良	中川和明	木下清	結果
町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
国民健康保険税条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
子育て支援金支給条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
財産の取得について		○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	可決
奈半利町道の路線の認定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
漁業集落排水事業特別会計補正予算第2号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
簡易水道事業特別会計補正予算第2号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
後期高齢者医療特別会計補正予算第2号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
国民健康保険事業特別会計補正予算第4号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町一般会計補正予算第8号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町漁業集落排水事業会計当初予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町簡易水道事業会計当初予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町後期高齢者医療特別会計当初予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町国民健康保険事業特別会計当初予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
奈半利町一般会計当初予算		○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	可決

※ 議長は表決をしないことになっています。

## ※別表1

職名	委員	月日額の別	報酬
教育委員会	委員	日額	6,700円
選挙管理委員会	委員長	//	7,000円
	委員	//	6,300円
農業委員会	委員長	//	7,000円
	委員	//	6,300円
	農地利用最適化推進委員	//	6,300円
監査委員	委員		8,500円
投票管理者		//	12,800円
開票管理者		//	10,800円
選挙長		//	10,800円
投票立会人		//	10,900円
開票・選挙立会人		//	8,900円
期日前投票所の投票管理者		//	11,300円
期日前投票所の投票立会人		//	9,600円
固定資産評価審査委員	委員	//	6,000円
市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会	会長	//	6,500円
	委員	//	6,000円

職名	委員	月日額の別	報酬
福祉センター運営審議会	会長	日額	6,500円
	委員	//	6,000円
総合計画等審議会	会長	//	6,500円
	委員	//	6,000円
社会教育委員会	会長	//	6,500円
	委員	//	6,000円
文化財調査委員会	会長	//	6,500円
	委員	//	6,000円
共同調理場運営委員会	会長	//	6,500円
	委員	//	6,000円
スポーツ推進委員	委員	//	6,000円
町民会館運営協議会	会長	//	6,500円
	委員	//	6,000円
特別職報酬等審議会	会長	//	6,500円
	委員	//	6,000円
公務災害補償等認定委員会	委員長	//	6,500円
	委員	//	6,000円

# 農地の利用権設定契約ができなくなるが、どのように進めていくのか

「農地バンク制度」を活用した契約に導けるよう努めていく／久武地域振興課長



質一般  
質問

農地バンクはどのように進める

## 農地中間管理機構「農地バンク」について

**問** 令和7年4月より農地の貸し借りに中間管理機構を仲介することが法令化される。農地法3条の許可は継続して利用できる。10年後の農地目標地図を令和7年3月までに作成しなければならぬが、10年後の農業個人経営者は現在の半分に減少するといわれており、また25年後の50年には全国農業関係者が100万人から5分の1となり20万人に減少するといわれている。当町における今後の計画はどのように進めていくのか。また、以下の4点について伺う。

① 当町の令和6年度の農業人口は何軒か（兼業農家及び専業農家）。  
② 農林水産省は農業従事者の農地の集約化、集積化で農地拡大を図る方針であるが、当町はどのように進めていくのか。  
③ 農業経営基盤強化促進法の改正により、農地の貸し借りは農地バ

ンクを経由した方法に一本化され、今後どのように指導していくのか。  
④ 農地バンクは有料での貸し手、借り手に対して1%の手数料が掛かるとあるが、当町の10アール当たりの借地の金額の平均値はどのくらいか。

**答** 久武地域振興課長

「農業経営基盤強化促進法」の改正によって、町の地域計画が策定されて、公表後は今まで行ってきた、出し手と受け手の相対による利用権の設定契約ができなくなる。

当町は、令和7年3月31日に、地域計画の公表を予定しており、それ以降は、高知県農地中間管理機構を介しての契約か、農地法第3条の許可による契約となる。

地域計画において、10年後に誰がどの農地を担っていくかなど設定しているが、農業経営体数の減少は当町でも危惧されており、状況の変化に応じて計画変更も実施していきたいと考えている。

「当町の令和6年度における農業人口は何軒か。」については、現在のデータでは、令和2年度に実施された統計調査の「農林業セ

ンサス」のデータが最新であり、そのデータとしてあるのは、軒数は139軒である。この調査では、専業農家と兼業農家の区分分けがないので、把握はできていない。なお、農家数という点では、今年度策定の地域計画で、地域の農業を担っていく農業者を選定しており、件数は123軒となっている。

「農地の集約化」については、当町において、大規模農家に集積化を図っていくということは困難な状況であるため、現在策定中の地域計画で担い手として位置づけられている方を中心に、農地を守っていくように努めていく。

また、農地の貸し借りは、正確には高知県農地中間管理機構の「農地バンク制度」という言葉となり、今後どのように指導していくのかについては、現在の当町の主流である、出し手と受け手の相対による、利用権の設定契約ができなくなるので、高知県農地中間管理機構の「農地バンク制度」を活用した契約、並びに農地法第3条の規定による契約に導けるように指導していく。

「1%の手数料」については、高知県農地中間管理機構に問い合

わせをしたところ、都道府県によって手数料を徴収する所もあるが、高知県では現在も今後も、今のところ手数料を取る予定はない。

「10アール当たりの借地金額の平均値」については、賃借料は、貸し手と借り手の双方で話し合っで定めるもので、町は関与してなく、使用貸借なら金額は発生してなく、物納等の場合もある。金額も基準等はなく、さまざまな金額で設定されており、平均値を示すと、金額が独り歩きする可能性があるため控える。

**問** 3条の許可届け出件数を伺う。

また、10年後の地域計画の目標地図は今年の3月までに策定しなければならぬが、現状はどのように進んでいるか。

**答** 久武地域振興課長

3条で貸し借りはあまりないので、集積計画等をまた示したい。また、地域計画がどこまでできているかについては、今年度末が期限なので、現在縦覧中で完成すれば公表する。

## 中山間地域等直接支払い交付金について

**問** 中山間地域等に、農地の多目的機能を維持、確保する目的で、5年間の協定締結をした集落等に交付する国の制度で、田畑の急傾斜地、緩傾斜地において当町に交付されている金額はどのくらいか。

**答** 久武地域振興課長

中山間地域等直接支払い交付金については、当町では8地区が交付を受けており、令和6年度実績で6,424,621円が交付されており、ちなみに、傾斜ごとの金額としては、急傾斜地が5,785,658円で、緩傾斜地が638,963円となる。

**問** 中山間地域等直接支払い交付金について、集落組織に交付される予算は約700万円で半分以上の金額は個人配分となるが、農地面積等把握しているか。

**答** 久武地域振興課長

中山間地域等直接支払い交付金の面積等について、各農地一筆一筆把握しており、それに基づいて交付金が算定されている。

**問** 多面的機能支払交付金に関して、予算約360万円となっているが、活動に取り組むことで、活動組織の参加者に対して日当等の支出が可能である。その活動組織の実績、田面積、決算報告について伺う。

**答** 利岡地域振興課長補佐

多面的機能の交付金については、当町の農村地域において、以前から過疎化や高齢化といったところの問題を抱えており、平成19年度から農地水保全対策による農業施設や農業環境について、維持保全するための支援を行っており、平成26年度から制度が変わり、多面的機能交付金という形で取り組みをしている。現在は、5つの組織が取り組みを行っており、平野部では、きれいな町を作ろう会という1つの組織で、山間部では、平集落、久礼岩集落、須川集落、大原西ノ平集落の4つの組織で取り組みを行っている。

平野部については設立当初から当町は奈半利川水系、一本の水系となっており、当町全域、平野部全域を対象地域として設定している。

この多面的機能交付金は、地域

の方が協働で行う、作業に対しての支援となっており、中山間直接支払い交付金は農地を守っていくための個人配分が可能であるが、多面的機能交付金は、組織の協働活動に充てるものとなっている。各組織については、1年に1回総会等を開いて、適正に収支報告を受けており、基本的にはその年度で支払い等を終えるというのが原則である。

**答** 竹崎町長

農業の施策については、農地の集約化をして、大規模経営にしていかなければ、なかなか日本の農業は厳しいということが、国の大きな方向性であると感じている。

ただ、当町の現状を見たときに米作や園芸農家は、個人経営の農業が主体であり、大きな流れと現状を見ながら、当町の農地を守るためにはどういった方法があるのか、現時点で経営状況、経営形態も見ながら、今後中山間地域については、農業経営されている方の農業支援施策も必要であると考ええる。

一方で、大規模へ向けての流れもあるのが、農地の基盤整備など、現状を把握しながら、準備もしていかなければならないと考える。

## 議会を傍聴してみませんか！

どのように会議を行っているのか、直接その様子を見たり、聞いたりできます。ぜひ傍聴に足をお運びください。

場所は、役場3階です

詳しくは、議会事務局: ☎38-8183まで



# 旧加領郷小学校の利活用について 慎重に考察、研究、検証が必要では？

## 数年前から議会や地元とも協議をしてきた。 引き続き十分協議を重ね、進める／竹崎町長



### 加齢性難聴対策について

**問** 毎年度、高齢者向け講習会が開催されており、参加している方から、講義の内容が聞き取りづらい、町としても対策を講じてはいるが、音量が小さく聞き取りづらい人もいたとのことだが、さらなる何らかの対策を考えているかお聞きしたい。

**答** 五味教育次長

教育委員会では、毎年「いきいき生涯学習習高齢者大学院」と題し、町内の高齢者の方々を対象に年10回の講座を開催しており、現在は高齢者がいきいきと過ごすための心構えや知識を得るための簡単な講義のほか、手先を使う工作などを行っている。

今後の対策については、会場では、大型メガホンを部屋の後方に追加で設置し、前後から声が聞こえるような対策を講じているところであるが、音量について十分留意して、参加者のご意見も聞きながら、さらにスピーカーを追加するなど、検討していく。

### 加齢性難聴に関する補聴器購入時の補助制度について

**問** 奈半利町においても加齢性難聴の方がかなりいると思われる。全国においても1500万人以上の難聴者が推定されている。近年「難聴は認知症のリスク要因になり得る」という認識が広まっている。他者とのコミュニケーションを取らなくなり、認知機能の低下につながる可能性があるといわれている。難聴の治療法はなく、補聴器の装用しか方法がない。しかし補聴器の価格は高く、なかなか購入に踏み出せないのが現状である。町として、この補聴器購入時の補助制度を設ける考えはないか、お聞きしたい。

**答** 寺村住民福祉課長

聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方は、補聴器購入の助成制度があるので、制度の周知を図っていく。

一方で、障害認定には至らない方でも、加齢性難聴により、日常生活に不便が生じている高齢者の方が当町に限らず、全国的にも増加していると考える。加齢性難聴

については、当町としても県を通じて、国への公的補助制度の創設を求めていく。

合わせて、県内で加齢性難聴に対応した、障害の認定には至らない方、中等程度の難聴の方に対しての独自の補聴器購入助成を実施している自治体があるので、実施市町村を調査し、当町としての取組みを検討する。

**問** 高知県においても、10自治体で補助制度が創設されている。奈半利町でも創設してもよいと考え。このことについて町長の考えをお聞きしたい。

**答** 竹崎町長

このことについては、全国的な課題ともなっている。各自治体の議会、県議会等でも意見書等の提出が行われており、われわれも町村会などの中で、国に声をあげていきたいと考えている。実際の状況も調査研究しながら、今後考えていく。

### 旧加領郷小学校跡地について

**問** 担当課より補助金申請のため

の事業内容と、現時点での設計図面が提示された。また、収支上から言えば宿泊がメイン事業となると思うが、現在の設計図面ではシャワールームしか設置されていない。ここは最初から浴場を設置しておくべきではないかと考えるが、いかがか。また大枠の事業内容は、申請が通れば変更ができないと聞いている。また事業の運営方式にしてもPFI法を理解している者がほぼ皆無と思われる。私としては事業の土台を固めるためにも、以上をしっかりとした考察、研究、検証を行うべきと考えるが、いかがか。

**答** 大西地方創生課長

この施設利活用において、事業活動の運営等に関しては、「加領郷小学校閉校跡施設利活用に関する基本方針」に沿って、公募により幅広く運営事業者を募り選考を行うもので、事業内容を理解し、専門的な知識等を有する事業者を慎重に見極めて選定し、事業運営を託すものです。

次に、浴場の設置に関して、近年の生活様式や旅行スタイルの変化などや個人がプライバシーを重要視し、浴槽を共用する場合での

細菌に対する衛生管理対策、また清掃メンテナンスなどの負担軽減やランニングコストなども考慮したものであり、工事費を抑えるためではない。

補助金申請に係る事業内容の変更については、事業の目的などの変更は難しいが、今後の実施設計等において、間取り等の変更はできることと考える。

施設の管理及び事業運営の方法に関しては、PFI法のコンセッション方式において、旧加領郷小学校跡地施設の所有権は町が有したままで、運営権に関して、公募により選定した運営事業者と契約を結び、事業運営の権利を設定するものであり、町は運営事業者に運営権の対価として、利用料の徴収が可能となり、施設改修に投資した経費の回収や契約期間においても指定管理者制度と比べ、長期間の契約を結ぶことができるなど、町にとってもメリットがあると考ええる。

今後、事業の進捗状況等に応じて議会にも報告をさせていただきながら進めていきたいと考えている。

#### 問 小学校跡地利用計画事業の補

修・改修費は総額いくらを想定しているか。さらに本体事業以外、環境整備費は町の負担となるのではないかをお聞きしたい。

答 大西地方創生課長  
今現在の改修計画の金額、予算、予定の改修費用としては2億円程度を想定している。

それと導入路、環境整備費等々については、今の状況のままですなるかも今後の検討課題にはなっておりますが、現状では環境整備等に関する計画は検討していない状況である。

#### 答 竹崎町長

決して事業費を小さく見せようとか、そついつ意図はないが、これからいろいろ内容を詰めながら、設計に入っていくと考える。実施設計の中で当然ながら、今、人件費の高騰、資材の高騰等があり、改修費用2億円程度ということであるが、あくまで概算であり、細かい根拠があつての2億円ではない。今後、実施設計の中で事業費が明確になっていくというように考える。導入路、環境整備については、当然、今考えている交付金等の対象にはならないと思

定されるので、現在のところ、そこまでは構想としては考えていないが、将来的に、道路、町道の整備等が必要となれば、別の事業など対応していくと考える。

またPFI法について、今回の場合は全員協議会でも説明したが、コンセッション方式を検討しているのだが、PFI法についても、いろいろな方式があり、こちらにも機会があることに情報提供をするので、議会としても、各研修、考察等について、ぜひお願いしたい。

問 私は前年12月の定例会で申し上げた。手順をいくつか飛ばしている。PFI方式で運営を行うのであれば、早い段階からの運営業者との事業内容、運営についての綿密な話し合いが必要と考える。現実には事業内容がほぼ決まっています、事業内容もミタニ建設工業さんの案である。運営業者もミタニ建設工業さんで決まっていると見える。これは町自体が拙速ではないか。一度立ち止まって、もう一度深く考えてほしい。深く考えずに、業者の提案にそのまま乗りかかつてはいけない。以上を指摘したうえで、町長の見解をお聞きしたい。

#### 答 竹崎町長

加領郷小学校の利活用については、もう数年前から検討しているところであり、加領郷地区の懇談会であったり、地元のアンケート調査、今までも全員協議会で経過を報告している。

今まで同様に、利活用の検討委員会、議会議員の皆さん、基本的には地元、検討委員会、議会の三者に説明をしていきながら、進めてきたと考える。

そついつ中で、早くどうするか決めないといけないなど、そついつご意見もいただき、利活用検討委員会として、基本的な方針が出て、それに伴って財源の確保、交付金、国の助成制度等を含めて、今に至っている。

全員協議会でも示したが、今後のスケジュールは、7年度に実施設計、8年度に工事、9年度の運用開始という、スケジュール感を持っていくので、私としては、決して拙速ではないと考える。ただ、この期間をどういふふうに進めていくのかは、議会を含めて、検討委員会や地元と十分協議を重ねながら、進めていきたいと考える。

# ～滞納ゼロへの道のり～【その1】

滞納ゼロが地域を創り福祉を守ります

◎町には、町税のほかに住宅使用料、水道使用料など各種の債権があり、これの該当する方に負担をお願いしています。

これら債権の滞納はどうなっているのでしょうか。

## 各債権の過去3年間の収納状況一覧表

(単位:万円、%)

区分		R4年度	R5	R6		R4年度	R5	R6		R4年度	R5	R6
調定額	住宅使用料	5,536	5,622	4,878	奨学資金	324	292	274	幼稚園授業料	16	14	13
収入額		4,203	4,369	4,322		197	179	218		2	1	1
滞納額		1,332	553	555		127	112	55		14	13	8
収入率		75.9%	77.7%	88.6%		60.6%	61.4%	79.7%		11.9%	8.6%	13.8%
欠損額		0	699	0		0	0	0		0	0	3
調定額	水道使用料	3,153	2,783	2,989	給食費	990	543	943	*現滞計 *R6は見込値			
収入額		3,007	2,653	2,874		943	518	920				
滞納額		146	130	115		47	24	4				
収入率		95.3%	95.3%	96.1%		95.2%	95.4%	97.6%				
欠損額		0	15	30		0	0	18				

上の表から、6年度の収納状況を次のように考えています。

- ①滞納額が減少し、収入率は全債権ともこれまでの最高値となった。
- ②特に住宅使用料と奨学資金の数値向上が目立ち、収入率では11%、18%の上昇となった。
- ③向上したものの、5債権合計で700万円を超える滞納があり、まだまだ改善が必要です。

◎今回は、7年度の滞納ゼロシリーズ広報の初回として、滞納実態をみていただきその解消を考えていただくものです。

滞納は、行政や地域にとっていろんな負担を与えたり問題を発生させていることは、これまでもお知らせしてきました。

また、滞納は、国民の義務にも違反するもので、社会人として厳に慎むべき行為ですので、心していただくことを願っています。

よって、公平性の確保のためにも、滞納に対しては法的措置も含めた厳しい対応をせざるを得ません。もちろん、納付に困難な事情がありましたら、その内容に応じて、こうした措置の適用を避けることも可能です。困難な事情については、早期のご一報をお待ちしております。

町では、「滞納ゼロ」を大きな目標として掲げています。

困難ではあっても自主納付による収納率100%を目指していきますので、町民の皆さまのご協力をお願いします。

# 令和7年度から国民健康保険税の税率が変わります

## ◎ 税率改正のポイント

現在、高知県において、令和12年度に「どの市町村に住んでも、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料になる。」を目指した、「保険料水準の統一」という取り組みを実施しています。

奈半利町においても、令和12年度の保険料水準の統一に向けて、被保険者にとって急激な負担にならないよう、段階的な税率改正を実施していこうと考えています。

## ◎ 国保税の計算方法

①～③を基に計算し、合算した金額をお支払いしていただきます。

①所得割	前年の所得に応じて計算
②均等割	世帯の国保加入者数に応じて計算
③平等割	1世帯あたりの金額

## ◎ 令和7年度からの税率

医療分：0～74歳の方が対象

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
		1人あたり	1世帯あたり	
令和6年度	7.20%	27,000円	21,000円	650,000円
令和7年度	8.00%	29,000円	23,000円	660,000円
比較	0.80%	2,000円	2,000円	10,000円

後期高齢者支援金分：0～74歳の方が対象

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
		1人あたり	1世帯あたり	
令和6年度	2.30%	8,500円	7,000円	240,000円
令和7年度	2.80%	10,000円	9,000円	260,000円
比較	0.50%	1,500円	2,000円	20,000円

介護保険納付金分：40～64歳の方が対象

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
		1人あたり	1世帯あたり	
令和6年度	1.90%	11,800円	—	170,000円
令和7年度	2.50%	15,000円	—	170,000円
比較	0.60%	3,200円	—	—

～今回の税率改正は将来にわたって皆様安心して国民健康保険を利用できるようにするものです。  
ご理解とご協力をお願いいたします～

## 令和7年度奈半利町地域振興券のお知らせ

物価高騰に直面する住民の経済的負担の軽減と地域経済の活性化を図るための地域振興券事業を本年度も行います。

- 対象者…令和7年4月1日現在において住民基本台帳に記載されている方(申請の必要はありません)
- 発行額…1人につき8,000円(500円券×16枚)  
※再発行はできませんので、紛失されないようご注意ください。
- 使用可能期間…令和7年7月上旬から令和8年2月下旬を予定
- 発送時期…6月下旬予定
- 発送方法…ゆうパック
- 使用可能事業者…6月下旬発送時の同封文書でご案内いたします。  
※発送以降に登録された事業者につきましては、町ホームページ及び町広報誌にて随時お知らせいたします。

### ※不在で受け取れなかった場合

ゆうパックは配達員からの手渡しとなります。不在で受け取れなかった場合は、ポストに投函される不在票をご覧のうえ、不在票に記載された方法で郵便局へご連絡をお願いいたします。

なお、1週間保管された後も連絡がなければ役場で保管しますので、本人確認書類と認印をお持ちのうえ、地方創生課までお越しください(世帯主または同世帯の世帯員の方がお越しください。他世帯の方が受け取りをご希望の場合は地方創生課までご相談ください)

### 地域振興券取扱事業者募集について

地域振興券を利用できる町内の事業者を令和7年12月26日まで募集しています。募集要項につきましては、地方創生課にお問い合わせください(町ホームページからもダウンロードできます)。

### 【問い合わせ先】

地方創生課 電話：0887-38-7775

日本国外・国内へ出入国する方へ

# 国民年金の手続きが必要です！！



【お住まいの市区役所・町村役場国民年金担当窓口で手続きしてください。】

日本国外へ出国する方

出国前の手続きは下記へ

日本国内へ入国した方

入国後の手続きは左面へ

▶左面へ

## 出国前の手続き（海外に居住する場合）

国民年金第1号被保険者が、海外に居住する場合は、国民年金の加入資格を喪失します。手続きは、お住まいの市区役所・町村役場国民年金担当窓口で必ず行ってください。

国民年金第3号被保険者も海外に居住する場合<sup>※</sup>は、国民年金の加入資格を喪失します。手続きは、第2号被保険者の勤務先を通じて必ず行ってください。

※ 厚生年金に加入する配偶者の海外赴任に同行する場合などに特例があります。  
詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

【現在】  
国民年金  
第1号・3号被保険者

【出国後】  
国民年金の加入資格を喪失  
国民年金の任意加入が可能

## 国民年金の任意加入が可能

日本国籍の方であれば、申出により国民年金の任意加入制度を利用することができます。

任意加入には手続きが必要です。申出した日から被保険者資格を取得します。

手続きは、お住まいの市区役所・町村役場国民年金担当窓口で行ってください。

## 任意加入することで受給できる公的年金

- ①高齢になったとき（受給要件を満たした場合） ▶ 老齢基礎年金  
※保険料納付期間に応じた年金額（納付済み期間に応じて増額）
- ②海外在住期間中に死亡したとき ▶ 遺族年金
- ③海外在住期間中に病気やけがで障害が残ったとき ▶ 障害年金

## 任意加入後の保険料の納付方法

保険料納付方法は以下の2つの方法があります。



- (1) 口座振替  
日本国内に開設している預貯  
金口座からの引き落とし



- (2) 納付書  
国内にいる親族等の協力者が  
ご本人の代わりに納める

○ 年金額を増やすことができる付加年金も納められます。

※既に出国予定以後の保険料を納付している方も任意加入の手続きをしないと、後日、**保険料が還付となります。**

※海外の大学等に留学した場合は学生納付特例制度（学生の方で保険料納付を猶予する制度）を利用できません。

## 入国後の手続き

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、日本国籍の有無にかかわらず国民年金への加入が義務付けられています。「資格取得」の手続きは**お住まいの市区役所・町村役場国民年金の窓口で必ず行ってください。**



### 初めて年金制度に加入される方

国民年金の加入者は、職業などによって分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

区分	対象者	加入手続き
第1号被保険者	農林漁業者・自営業者・学生・無職	お住まいの市区役所・町村役場国民年金担当窓口へ
第2号被保険者	会社員・公務員	勤務先を通じて年金事務所へ
第3号被保険者	第2号被保険者の配偶者	第2号被保険者の勤務先を通じて年金事務所へ

※治療を受ける目的や観光・保養を目的とするロングステイのために海外から日本へ来られた方は、第1号・第3号被保険者の対象とならない場合（適用除外）があります。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

### 社会保障協定について

日本との二国間で、年金制度の二重加入を防止するとともに、外国の年金制度の加入期間を取り入れ年金が受けられるように協定を締結している国があります。

また、社会保障協定で定められた適用証明書をお持ちの場合、国民年金の適用が免除される可能性があります。

### 国民年金の任意加入者で帰国（入国）した方

- 日本へ帰国し、日本国内に住所を有した場合、国民年金の強制加入被保険者となります。強制加入には手続きが必要ですので、転入した市区役所・町村役場で手続きを行ってください。
- 一時帰国などで短期間だけ住民票を戻した場合でも、その期間は強制加入被保険者となり、その都度手続きが必要です。
- 任意加入の際に、付加保険料や口座振替による納付を申し出ていた方が、強制加入後も引き続き付加保険料や口座振替による納付を希望する場合は、再度申出が必要になります。

### 特例要件（海外特例）に該当している方

国民年金第3号被保険者が日本に帰国し、日本国内に住所を有した場合、特例要件（海外特例）非該当の手続きが必要となります。  
第2号被保険者の勤務先を通じて、手続きを行ってください。



【経営者の皆さん、60歳になったら準備を！】

事業承継の取り組みは、後継者の育成も含めると5年から10年かかるといわれており、早期かつ計画的な取り組みが必要です。経営者の皆さん、60歳を過ぎたら準備をはじめましょう。

まずは、事業承継に関する公的な無料相談窓口である高知県事業承継・引継ぎ支援センターやお取引金融機関、顧問税理士等にご相談ください。

専門家のサポートを受けながら、県の補助金や融資制度等の支援制度を活用し、徐々に事業を引き継いでいくことをお勧めします。

【事業の拡大を目指す経営者の皆さん、起業・創業を希望される皆さんへ】

中山間地域で経済や雇用を支えている、地域に必要な事業を引き継いでみませんか？

高知県では中山間地域の事業を引き継ぐ方に対して、事業の買収費用、事業承継後の取組にかかる経費、事業を引き継ぐための研修中の生活費の補助など、様々な支援策で事業承継を応援しています。

また、中山間地域で事業引継ぎを行った買い手に対して給付金を支給することで、事業承継を後押ししています。補助金、奨励給付金を利用することで費用負担を抑えて事業を引き継ぐことができますので、活用をご検討される方は、高知県事業承継・引継ぎ支援センターまたは高知県経営支援課へご相談ください。

高知県では下記の支援策を用意しております。ぜひご利用ください！

令和7年度 高知県事業承継奨励給付金	
中山間地域で事業引継ぎを行った買い手に対して給付金を支給します。	県内枠 50万円 県外枠 100万円

令和7年度 高知県事業承継等推進事業費補助金	
▶ <b>事業承継計画策定委託</b> 親族承継・従業員承継における事業承継計画の策定に係る経費の一部を補助します。	補助率1/2以内 補助上限額100万円
▶ <b>M&amp;A仲介委託</b> 第三者承継の仲介委託に係る経費の一部を補助します。	補助率1/2以内 補助上限額100万円
▶ <b>M&amp;A企業評価作成委託</b> 小規模事業者に向けて、M&Aの前段階に行う企業評価や企業概要書の作成委託に係る経費の一部を補助します。	補助率2/3以内 補助上限額30万円
▶ <b>既存事業の買収</b> 中山間地域で、地域に必要と認められる事業をM&Aで引き継ぐ買い手の方に向けて、既存事業の買収に係る経費の一部を補助します。	補助率1/5以内 (県1/10・市町村1/10) 補助上限額200万円 (県100万円・市町村100万円)
▶ <b>承継後の取り組み</b> 中山間地域で、地域に必要と認められる事業をM&Aで引き継いだ買い手の方に向けて、承継後の取り組みに係る経費の一部を補助します。	機械設備費 補助率1/5以内 (県1/10・市町村1/10) 広報費、委託料等 補助率1/2以内 (県1/4・市町村1/4) 補助上限額100万円 (県50万円・市町村50万円)
▶ <b>継業準備支援</b> 中山間地域で、地域に必要と認められる事業を引き継ぐ買い手に対し、研修中の生活費を支援します。	補助額 月額15万円(3カ月以内) (県月額7万5千円・市町村月額7万5千円)

【その他の支援メニュー】 高知県事業承継特別保証制度融資（事業承継Ⅱ）

○当補助金、奨励給付金及び融資制度の詳細は下記をご覧ください

【高知県経営支援課ホームページ】 <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024030100132/>



【事業承継に関する無料相談窓口】 高知県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：088-802-6002  
〒780-0870 高知市本町4-1-32（こうち勤労センター4階）

【補助金・奨励給付金及び融資制度についてのお問い合わせ】高知県商工労働部経営支援課（事業承継担当）  
TEL：088-823-9697 E-mail：150401@ken.pref.kochi.lg.jp

## 祝日のごみ収集について

祝日は一般ごみ(可燃ごみ)のみの収集となっております。  
ほかのごみをステーションに出されても収集しません。(粗大ごみやペットボトル等)  
○7月の祝日:21日



## 乳幼児健診日程

対象の方には通知をいたします。

### ■乳幼児健診

受付／12:45～13:15  
診察／14:00～

とき	6月11日(水)
ところ	奈半利町防災センター
対象	4カ月、6・7カ月、 10カ月、12カ月



### ■1歳6カ月健診・3歳児健診

受付／12:45～13:00  
歯科診察／13:30～14:00  
小児科健診／14:00～15:30

とき	7月23日(水)
ところ	奈半利町防災センター
対象	1歳6カ月児(令和5年10月～ 令和5年11月生まれ) 3歳児(令和4年2月～ 令和4年3月生まれ)

令和7年から  
2カ月に1回  
になります。

## 大雨による川の増水にご注意!

### 大雨による奈半利川の水の増え方

- 今年もまもなく梅雨入り・前線の通過および台風を迎える時期となり、奈半利川流域でも集中並びにゲリラ豪雨が発生し川の水が増えることが予想されます。
- 上流域での集中・ゲリラ豪雨により、急激な増水が下流域で発生することがあります。また、上流域で雨が降らなくとも下流域の雨だけで川が増水することもあります。

### 事前放流の運用開始について

- 近年激甚化する水害に備え、大雨が予測された場合に事前にダム水位を下げておく取り組みとして「事前放流」を行うことになりましたのでお知らせいたします。
- 事前放流は大雨が降る前に開始しますが、ゲート操作や周知方法は従来の放流と変わりません。

### ■各ダム状況や長山発電所の発電予定のお問い合わせは

「電源開発テレホンサービス」まで。

☎ 0120-780-328 または ☎ 0887-38-2525

※各ダム状況は、高知県水防情報システムからも確認いただけます。



高知県水防情報システム  
QRコード

### 上流域で増水した時のダムの運用

- 上流域で大雨が降った場合、魚梁瀬ダム・久木ダム・平鍋ダムには大量の水が流れ込み、この増水をダムから流すことがあります。
- ダムから水を流し始める時やダム放流量10m<sup>3</sup>/s未満が続いた後にダム放流量を増やす時は、ダム下流のみなさんにサイレン局の放送とサイレンでお知らせします。この際、下流に向け順にパトロールも行っています。

### 流域のみなさんへのお知らせの方法

○増水によるダムからの水が到達する時：スピーカー放送とサイレン吹鳴

- 増水によりダムから流した水は徐々に下流へ流れてきますが、水が流れてくる前にサイレン局のスピーカーで放送した後、引き続きサイレンを2回鳴らしてお知らせします。

スピーカー放送 → サイレン(60秒) → 休止(30秒) → サイレン(60秒)

○増水によるダムからの水が続いている期間：回転灯と電光板を点灯

- ダムから水を流している間はサイレン局の回転灯が回り続け、電光板でも表示します。終了した際は、回転灯は停止、電光板は表示を止めます。

## 奈半利町出会い支援事業補助金のご案内

奈半利町では子どもの出生数が毎年減少しつつあります。また、令和5年1月末には奈半利町の人口が3,000人を下回るなど、人口減少・少子高齢化問題はさらに深刻化しています。当町ではこの課題解決に向けて、結婚から子育てまで幅広い支援を行っておりますので、結婚への意欲がある方、まずは当補助金をぜひご活用ください。

この補助金は、事後申請型とし、民間の結婚相談所（以下、「結婚相談所」という。）及び高知県が実施する出会い結婚支援事業のマッチングシステム（以下、「マッチングシステム」という）へ入会登録した者に対して予算の範囲内で入会金及び登録料の一部の補助を行います。

年度	出生数
R1	19
R2	16
R3	17
R4	11
R5	7
R6	4

### ■補助対象者

- (1) 18歳以上39歳以下の独身者（高校生を除く）
- (2) 令和6年10月1日以降に初めて入会登録した者（ただし、入会登録が完了した日から起算して30日を経過した日または当該年度に属する2月末日のいずれか早い日までに申請する必要があります）
- (3) 結婚相談所、マッチングシステムへの登録時点において奈半利町に住所を有する者であり、かつ、今後も町内に在住する意思があること
- (4) 町税等を滞納していないこと

### ■補助額

補助金の額は、入会登録料と同額とします。ただし、結婚相談所の入会登録料に係る補助金の額は5万円を上限とします。

### ■補助対象

補助対象となる結婚相談所は次に掲げる連盟等のいずれかの加盟店かつ高知県内に事業所を構えるものに限ります。

- (1) 日本ブライダル連盟（BIU）
- (2) 日本結婚相談所連盟（IBJ）
- (3) 全国結婚相談事業者連盟（TMS）
- (4) 日本仲人連盟（NNR）
- (5) 日本仲人協会（NK）
- (6) こうち結婚推進協会
- (7) その他、町長が認める連盟等

■申請期限 令和8年2月28日まで

【お問い合わせ先】 奈半利町地方創生課 TEL:0887-38-7775

## 令和7年度奈半利町住宅用太陽光発電設備及び蓄電システム等導入費補助金のご案内

令和7年度から次の補助対象者に対して予算の範囲内で補助金の交付を行います。

### ■補助対象者

- (1) 奈半利町の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 町内の専用住宅に太陽光発電設備及び蓄電システム、もしくはV2Hのいずれかを設置、または既に太陽光発電設備を導入している場合であって新たに蓄電システムもしくはV2Hを導入、または蓄電システムもしくはV2Hを導入している場合であって新たに太陽光発電設備を導入する個人。  
※令和7年度より太陽光発電設備のみの設置も補助対象となりました。  
※申請いただいた設備が補助対象とならない場合がありますので、等補助金の活用を検討されている場合は、契約をする前にご相談ください。

■補助額 補助金の額は次のとおりです。

太陽光発電設備	太陽電池モジュールの最大出力の最大合計値（単位はkwとし、小数点第2位未満を切り捨てる）に4万円を乗じて得た額とし、その額が20万円を超える場合は、20万円とします。
蓄電システム	補助対象設備を蓄電システムとする場合、蓄電容量（単位はkWhとし、小数点第2位未満を切り捨てる）に4万円を乗じて得た額とし、上限を1件当たり40万円とする。
V2H	補助対象設備を電気自動車等充電設備（V2H）とする場合、以下のいずれか少ない方とし、上限を1件当たり30万円とする。 ア 次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金における銘柄ごとの補助金交付上限額に0.4を乗じた金額 イ 電気自動車等充電設備（V2H）の購入費（税抜）に0.2を乗じた金額

■申請期限 令和8年1月10日まで（令和8年1月31日までに実績報告書の提出が完了するものに限り）

●お問い合わせ先 奈半利町地方創生課 TEL:0887-38-7775

現在使われていないお家を所有されている皆様へ

## あなたの は大事な資産です

空き家の有効活用

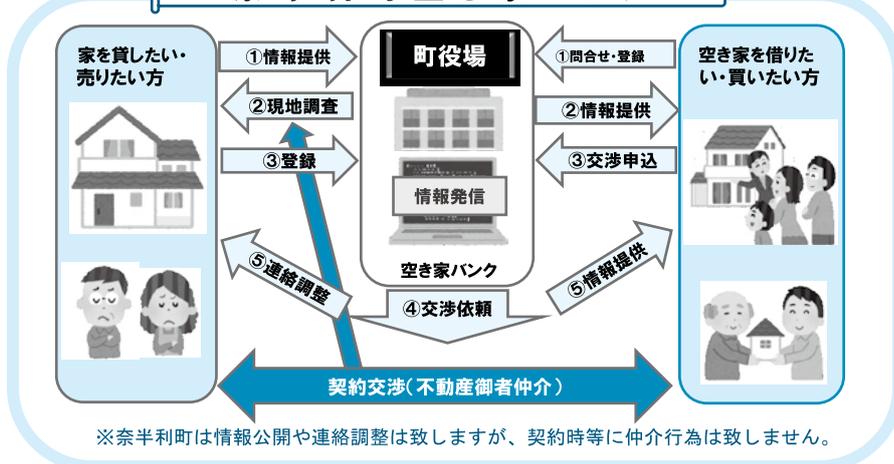
あなたのお家、放っておいては、もったいないと思います。  
空き家バンクに登録してあなたのお家、有効活用しませんか。

奈半利町では人口減少・空き家対策の取り組みとして、空き家の調査と情報提供を行っております。近年では、空き家の増加が社会問題となっています。空き家は定期的な管理や補修などを行わずにそのまま放置してしまうと、老朽化が進み災害時には倒壊などにより避難路をふさいでしまうことも考えられます。また、害獣や害虫による生活環境の悪化・防犯上の不安など、さまざまなことで近隣の方に迷惑をかけることにもなります。

現在使われていないお家を所有されている方は、空き家バンクに登録をしてあなたの資産を有効に活用してみてはどうでしょうか。

お知らせ

### 奈半利町空き家バンク



●お問い合わせ先 奈半利町役場 地方創生課 高知県安芸郡奈半利町乙1659番地1  
☎0887-38-7775 担当：久保 前田

## 奈半利町中間管理住宅として使用する空き家を募集します!

中間管理住宅とは、町内の空き家を町が12年間借り上げ、耐震化や水回りなどの改修を行い、移住希望者等へ賃貸する住宅です。

- 選定結果までの流れ
1. 相談・現地調査 ご相談していただいた物件の現地調査を行います。
  2. 申し込み 申込書および必要書類を奈半利町役場地方創生課までご提出ください。
  3. 選定 選定結果をお知らせします。

#### 対象となる建物

##### ■対象となる建物

1. 奈半利町内にある居住用の建物で、現に人が居住していない建物
2. 町が移住希望者等に転貸することに同意を得られるもの

##### ■町の借り上げ期間

賃貸借契約締結日から12年に達する日以降における最初の3月31日

##### ■町から所有者へお支払いする借上料

契約年度の固定資産税額を1年間の借上料の目安とし、12年間お支払いします。  
※初年度は契約日から翌年3月31日までの日割り計算とします。

#### 注意事項等について

##### ■注意事項

##### 1. 町と空き家所有者との契約方法について

契約については、12年間の定期建物賃貸借契約により契約を締結します。

##### 2. 町が行う改修工事内容について

物件の改修については、耐震改修、水回りの改修、浄化槽の設置等、住宅の性能向上に資するリフォーム工事及び外壁や屋根工事等を必要に応じて行います。  
なお、改修工事に係る費用については、所有者の負担はありません。

##### 3. 町が所有者へ物件を明け渡す際について

賃貸物件を町が所有者に明け渡す際において、町は工事前の状態に戻す義務を負いません。

##### 4. 物件の売却等について

所有者は、町との契約期間中、町長の許可を得ず、賃貸物件について第三者に売却し、または担保権及び利用権の設定等を行うことはできません。

##### 5. 事業対象物件の選考について

物件の選考については、下記の内容等を踏まえ選考します。

1. 改修に要する費用が、町の定める上限以内のもの
  2. 町が移住・定住者へ転貸することに所有者の同意を得られるもの
  3. 主要な道路からの位置関係など空き家所在地の立地条件
  4. 駐車場または田畑などの空き家の付帯施設の有無
- ※申し込みをしていただいた物件が必ずしも事業対象となるわけではありませんので、ご了承ください。

●お問い合わせ先 奈半利町役場地方創生課  
〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙1659-1  
TEL: 0887-38-7775 FAX: 0887-38-7788

## 令和7年度奈半利町役場組織図

課名	職名	氏名	業務内容
	町長	竹崎 和伸	町行政総括
	副町長	太田 達也	町行政副総括
	教育長	濱内 恵一	教育行政総括
出納室 ☎ 0887-38-8185	会計管理者	山中 梢	出納事務総括
	主任	土居 千早	出納事務
議会事務局 ☎ 0887-38-8183	局長	和田 正樹	議会事務
総務課 ☎ 0887-38-4011	課長	井上 明	総務課業務総括
	課長補佐	宮地 謙輔	財政・予算・町債・交付税
	課長補佐	笹岡亜樹雄	町県民税
	主 監	吉田 侑右	防災・消防
	主 監	西内 康佑	固定資産税
	主任	田所 由佳	軽自動車税・法人町民税・たばこ税・国保税
	主任	弘田 二紀	研修・選挙・統計・交通安全・広報
	主任	浜田 文生	滞納処分
	主 幹	西村 那月	文書管理
	主 事	三好 楓	人事・給与
住民福祉課 ☎ 0887-38-4012	主事補	竹村信太郎	庁舎管理
	課長	寺村 光志	住民福祉課業務総括
	課長補佐	坂本 久美	保健センター所長・保健衛生
	調整監	東野 浩好	福祉センター所長
	調整監	大西 広見	クリーンセンター所長・環境衛生・浄化槽
	主 監	濱渦 大	町営住宅・厚生業務
	主任	山崎 瑞寛	戸籍事務・結婚新生活支援事業・児童手当
	主任	西野 貴仁	国保事務（資格管理、保険証交付、給付）・国民年金
	主任	加納 真穂	障害福祉・福祉医療（高齢者障害・一般障害）
	主 幹	市川 伊代	後期高齢者医療・高齢者福祉
	主 事	吉村 舞香	福祉医療（乳幼児医療）・保健衛生・児童扶養手当・母子父子関係事務
	主事補	竹内 結那	住基・個人番号カード・印鑑登録
	保健師	安岡 薫	保健師
	清掃員	野口 豊昭	清掃員
	清掃員	松村 浩二	清掃員
地域振興課 ☎ 0887-38-8182	課長	久武 禎志	地域振興課業務総括
	参 事	島岡 秀夫	農政全般（統括）・人材育成・測量設計・監督施工・しゅん工検査
	課長補佐	利岡 篤史	財産・土木・災害・特会（統括）・町道管理・農林土木・設計監理・工事発注
	主 監	入交 宏	地籍調査・町有地維持管理・公共・農林災害・測量・設計監理・工事発注
	主 幹	安岡 一也	簡易水道事業・飲料水供給施設管理
	主 幹	西野 将太	水産・漁業集落排水事業・港湾・有害鳥獣・林業・畜産業・農業委員会事務局
	主 事	井上 丈哉	町有財産管理・農業基盤整備・農道、用排水路・住宅リフォーム支援事業
	主事補	山中 琉生	農政全般・新規就農者受入事業
地方創生課 ☎ 0887-38-7775	課長	小野 丈徳	地方創生課業務総括
	課長補佐	畠中 敏幸	総合計画・過疎計画・施策の企画及び総合調整
	主 監	中島 晃	ふるさと納税・商工・指定管理
	主任	山脇 智也	移住・中間管理住宅・港まつり
	主任	久保 昌弘	総合計画・過疎計画・空き家バンク・地域交通
	主 幹	有光 健太	観光振興
教育委員会 ☎ 0887-38-8188	主 幹	西森 凌賀	ふるさと納税・人口減少対策・コミュニティー活動
	教育次長	五味 雅仁	教育行政副総括
	次長補佐	丸下 咲紀	総務・社会教育・学校教育（教育支援・給食センター所長）
	主任	梶原 智樹	社会体育・地域教育（児童クラブ等）・学校給食
	主事補	天野 恵太	学校教育（学校事務・認定こども園事務）
認定こども園なはり ☎ 0887-38-7955	主事補	長谷川昂詩	社会体育・地域教育（児童クラブ等）・学校給食 補助
	園 長	濱田 真理	園総括（会計年度任用職員）
	主 監	藤田 直子	保育業務全般
	主 監	大井 章稔	管理業務全般
	主 幹	岡村かえで	0歳児担任
	主 事	笹岡 京	0歳児副担任
	主 幹	川崎 勇人	1歳児担任
	主 事	上本 愛海	2歳児担任
	主任	門脇 李奈	3歳児担任
	主 事	植田沙也伽	4歳児担任
	主 監	松尾 浩一	5歳児担任

### ○派遣

派遣先	職名	氏名
中芸介護公社	事務局長	畑山 理穂
愛光園	園長	磯部 敏幸
中芸広域連合介護保健福祉課	(主監)	島岡 亜紀
中芸広域連合介護保健福祉課	(主監)	安岡 有実
中芸広域連合介護保健福祉課	(主監)	安岡 薫
中芸広域連合介護保健福祉課	(主任)	横田 美月

### ○地域おこし協力隊・集落支援員

職名	氏名
集落支援員	小松 秀雄
集落支援員	前田 正喜
地域おこし協力隊	實重 優
地域おこし協力隊	井出風之介

# 図書新聞

5月号

奈半利町民会館図書室 奈半利町乙1-2097-2

OPEN 9時～17時

毎日、お昼の1時間(12時～13時)が閉まっていますので  
ご注意ください。



2025年の本屋大賞が決まりました。  
阿部暁子さんの「カフネ」です。

カフネとは、ポルトガル語で「愛する人の髪にそっと指を通す仕草」のことだそうです。やさしい気持ちになれそうですね。

**本屋大賞 2025年大賞決定!!**

1位 大賞: カフネ (阿部暁子)

2位: 星の教室 (高田都)

3位: 愛する人を亡くした人へ (一条真也)

4位: 放課後ミステリクラブ⑥ (知念実希人)

5位: わかったさんのチョコレート (寺村輝夫)

6位: 天までのぼれ (中脇初枝)

7位: 青い壺 (有吉佐和子)

8位: 雪の花 (吉村昭)

9位: 天久鷹央の事件カルテ⑪ (知念実希人)

10位: 追跡 (伊岡瞬)

Supported by NOLTY. 手帳ブランドNOLTY [ノルティ] は本屋大賞を応援しています。

2位の「アルプス席の母」は、甲子園を目指す息子について親目線で語った物語。主人公となるのは高校球児だけではありませんね。

3位の「小説」は、まさに小説とは何か? というお話で、賛否両論ありそうです。

ぜひ、気になる本を借りに来てください。町民のみなさんの本棚ですので、どしどしご利用ください。

## 5月入庫予定本

### 小説(単行本)

- 追跡 / 伊岡瞬
- しずかなパレード / 井上荒野
- リペアラ / 大沢在昌
- 署長サスピジョン / 今野敏
- 口外禁止 / 下村敦史
- 星の教室 / 高田都
- おぼろ迷宮 / 月村了衛
- 天までのぼれ / 中脇初枝
- ゆびさきに魔法 / 三浦しをん などなど

### 小説(文庫本)

- 青い壺 / 有吉佐和子
- 幸せな家族 / 鈴木悦夫
- 天久鷹央の事件カルテ⑪ / 知念実希人
- おやごころ / 畠中恵
- 天国からの宅配便② / 柊サナカ

- デフ・ヴォイス②③ / 丸山正樹
- 国宝(上・下) / 吉田修一
- 雪の花 / 吉村昭
- ポー傑作選①②③ / アラン・ポー などなど

### その他

- 百一歳。終着駅のその先へ / 佐藤愛子
- マリコにもほどがある! / 林真理子
- 愛する人を亡くした人へ / 一条真也
- 戦争を知らないキミへ(上・下) / 一条真也
- 図解でわかる生活保護 / 和田秀樹
- 女80歳の壁 / 和田秀樹
- 捨てないレシピ / 小嶋絵美
- 2025年日本国際博覧会大阪・関西万博公式ガイドブック / 小嶋絵美
- ブラック郵便局 / 宮崎拓朗

### 子ども

- もしものせかい / ヨシタケシンスケ
- 終活やーめた。 / 泉ピン子 などなど
- おしりたんてい⑬⑭ / トロル
- わかったさんのチョコレート / 寺村輝夫
- 放課後ミステリクラブ⑥ / 知念実希人
- ふしぎ駄菓子屋銭天堂 / 吉
- 凶通り①②③ / 吉
- 大ピンチずかん3 / 鈴木のりたけ
- まてないの / ヨシタケシンスケ
- 新あらしのよるに① / ちゅういち
- アンパンマンとえんぴつじま / やなせたかし などなど

# 令和7年度行政相談所開設予定表



月	日	曜日	開設場所	時間	他の相談所との併設の場合〇で囲む	備考
6	19	木	保健センター相談室	10:00~12:00、13:00~15:00	人権、心配ごと	第3木曜日
7	17	木	保健センター相談室	10:00~12:00、13:00~15:00	人権、心配ごと	第3木曜日
8	21	木	保健センター相談室	10:00~12:00、13:00~15:00	人権、心配ごと	第3木曜日
9	18	木	保健センター相談室	10:00~12:00、13:00~15:00	人権、心配ごと	第3木曜日
10	16	木	保健センター相談室	10:00~12:00、13:00~15:00	人権、心配ごと	第3木曜日
11	20	木	保健センター相談室	10:00~12:00、13:00~15:00	人権、心配ごと	第3木曜日
12	18	木	保健センター相談室	10:00~12:00、13:00~15:00	人権、心配ごと	第3木曜日
1	15	木	保健センター相談室	10:00~12:00、13:00~15:00	人権、心配ごと	第3木曜日
2	19	木	保健センター相談室	10:00~12:00、13:00~15:00	人権、心配ごと	第3木曜日
3	19	木	保健センター相談室	10:00~12:00、13:00~15:00	人権、心配ごと	第3木曜日

## つゆ草

古民家の 由緒正しき 雛鎮座 さち子

ふるさとの 春の匂いや 山川に ちえ

手作りの おはぎ供えし 仏様 とも子

桜花 たわむる程に 鳥の群れ まり子

◇ ◇

縄跳びの 縄をくぐりて 花曇り さち子

人住まぬ 家つぎつぎ 春は咲く ちえ

花冷えに とまごう野菜 そこかしこ とも子

菩提寺に 流るる読経 桜散る まり子



## お悔やみ



★謹んで  
お悔やみ申し上げます



氏名	死亡年月日	性別	年齢	地区名
大纏 勝	R7・2・12	男	81	平松
和田 勇三	R7・2・25	男	81	百石
本田 公	R7・2・26	男	84	生木
安岡 静子	R7・2・26	女	97	平
畠中 初音	R7・2・26	女	86	加領郷
垂水 知子	R7・2・28	女	86	加領郷
植田 亘	R7・3・7	男	97	横町
田所 大池	R7・3・15	男	75	横町
森岡 準	R7・3・31	男	88	平松
濱渦 英年	R7・4・7	男	71	横町



## 朝食をしっかりととりましょう!!

忙しい毎日の朝。朝食を食べるぐらいなら、身だ  
しなみに気をつかったり、あと5分寝ていたい・・・ダ  
イエット中だからぬいちゃおう・・・  
そんな気持ちもよく分かります。でも、実は、朝食  
は胃袋を満たすためだけではありませんよ!

### 朝食にはこんな効果が!

#### ① 脳が働くためのエネルギー源

脳で利用できるのはブドウ糖だけ。ご飯やパンなどに含まれる糖質が体内で吸収され、ブドウ糖となり脳のエネルギー源になります。  
もし朝食を食べないと、低血糖状態になる恐れがあります。

#### ② 体温の上昇効果

夜、寝ている間は体温が下がっています。朝食をとることで、体温が上昇し、午前中から活発に活動ができます。

#### ③ 便秘予防

野菜は食物繊維を多く含む食品です。食物繊維は大腸の働きを良くし便秘予防があります。

1日の野菜の目標摂取量は350gですが、高知県の成人の摂取量は約305gです。  
1日5皿の野菜料理を食べる工夫や朝食に1皿の野菜料理をとるようにすると良いでしょう。生野菜より加熱した方がかさが減り、より多く食べられます。

#### ④ 体内時計のリセット

20歳代の人々の体のリズムは約25時間周期。  
朝食をとることで「朝がきた」と体に信号が送られ、体内時計をリセットしてくれます。



### 実践! 朝食でオハヨウ!

#### ● 毎日のことだから、大変! だけど重要な朝食!!

「健康は1日にして成らず」です。ちょっとした工夫で、簡単に  
バランスのとれた朝食を準備しましょう!!



### バランスのとれた朝食をとるための工夫

#### 少しでも食べるようにする

朝食を食べる習慣のない人は、おにぎりやバナナなど何でも良いので、まずは1品でも口に入れる習慣をつけましょう。



#### 1つでも食品数を増やす

みそ汁の具を増やす、牛乳や果物を追加するなど、少しずつバランスのとれた食事を意識していきましょう。



#### 主食・主菜・副菜をそろえる

ご飯・パン・めん類などの「主食」、魚や肉・卵・大豆製品などを使った「主菜」、野菜を使った「副菜」をそろえましょう。



### 朝食を手軽にとるポイント

#### ① 電子レンジを利用する

忙しい朝、調理時間の短縮を図り、鍋などの洗い物も減らせます。また野菜は茹でたり、煮たりすることでかさが減るので、たくさん食べられます。



#### ② 具たくさんみそ汁・スープを食べる

卵や豆腐などタンパク質の食品とたっぷりの野菜を入れたみそ汁やスープは、主菜と副菜を1品でとることができるだけでなく、食器も1つですみ、洗い物も減らせます。



#### ③ 乾物、缶詰、冷凍野菜を上手に利用する

乾燥わかめや乾麺などの乾物、ツナやコーンなどの缶詰、ミックスベジタブルなどの冷凍野菜を常備して、手軽に活用しましょう。



### 朝食の1品にいかがですか! ～簡単料理のご紹介～

### たまごかけ風おにぎり

材料(4人分) エネルギー:225kcal たんぱく質:7.7g  
食塩相当量:1.0g

温かいごはん ..... 600g  
卵 ..... 3個  
めんつゆ(3倍濃縮)  
..... 大さじ2と1/2  
削りかつお  
..... 2パック (5g)  
焼きのり ..... 適量



#### 作り方

- ① 卵は割りほぐし、めんつゆを入れて混ぜる。
- ② 温かいごはんを耐熱ボウルに入れ、①を加えてよく混ぜる。ふんわりラップをし、レンジ600wで3分加熱、よく混ぜラップをしさらに1分加熱する。削りかつおを混ぜる。
- ③ ②を食べやすい大きさに握り、焼きのりを巻く。

## 「新年度が始まりました」

4月から一つ上のお兄ちゃん・お姉ちゃんとなり新しい生活が始まりました。幼稚部では、7日(月)に始業式を行い、園長先生からは、早寝・早起き・朝ごはんを大切にすることを教わりました。子どもたちは次の日から友達や先生に大きな声で挨拶をして登園する姿が見られました。天気の良い日には、積極的に園庭に出て遊んでいます。気の合う友達同士、遊びに誘い合いながら楽しむ姿が見られます。

乳児部では新しい保育室、先生と一緒に安心して過ごす姿が見られます。また、天気の良い日には、積極的に園外保育に出かけ、牛小屋に牛を見に行ったり、こども園近くのレンゲ畑でレンゲを摘んだりして楽しく園生活を送ることができています。



## 「園小中合同避難訓練」

4月23日(水)に園小中合同避難訓練がありました。園庭で遊んでいると地震の放送が流れ、子どもたちは園庭や保育室の中央で先生と一緒に周りが見渡せるようにカエルのポーズをとって、揺れる音が収まるまで待ちました。放送終了後、担任の先生と一緒に幼稚園北側の避難道を通して愛光園のヘリポートに避難しました。先生の話聞いて落ち着いて避難できました。



## 奈半利町にポケモンマンホール『ポケふた』が設置されました!

奈半利駅の敷地内に、『ポケふた』が設置されました。この『ポケふた』は奈半利町だけの、世界で1枚だけのオリジナルデザインです。



### 『ポケふた』とは?

『ポケふた』は、ポケモンがデザインされたマンホール蓋で、ポケモンたちの魅力と各地域の魅力を知っていただくことを目的に、1枚1枚をオリジナルでデザインされ、それぞれ世界に一つだけのマンホールとして全国各地に設置されています。設置された『ポケふた』は、順次、スマートフォン向け位置情報ゲーム『Pokemon GO』のポケストップとしてゲーム内のマップ上に登場する予定です。

高知県の『ポケふた』についてくわしくはこちら →



©Pokémon. ©Nintendo / Creatures Inc. / GAME FREAK inc. ポケットモンスター・ポケモン・Pokémonは任天堂・クリーチャーズ・ゲームフリークの登録商標です。

### ▲奈半利町の『ポケふた』

高知だいすきポケモンの「ヌオー」とさんごポケモンの「サニーゴ」、カカシぐさポケモンの「ノクタス」が描かれています。

「高知だいすきポケモン」ヌオーについてくわしくはこちら →

